

都市計画部

議案第64号 大津市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の
設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定
について

大津市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明い
たします。

2 ページをお願いいたします。

改正の経緯についてであります。高齢者、障害者等の移動等の
円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正により、繰下げが生じ
る条を引用していることから、本条例の該当箇所についても所要の
整理を行うものです。

改正内容は、引用している施行令第21条が第22条に繰り下げ
となることから、条ずれに対応した整理を行うものです。

施行日といたしましては、施行令に合わせるため、令和7年6月
1日となります。

3 ページをお願いいたします。

本条例及び施行令の新旧対照表となります。施行令第21条が第

22条となることに対応し、条例第4条第6号についても改正を行うものです。

以上で議案第64号のご説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。